

「かごぷれホットライン」オンライン相談支援事業における 相談窓口等業務委託仕様書

1 事業の目的

孤立感や不安感を抱えた若年妊婦等が身近に相談できるオンライン相談窓口である「かごぷれホットライン」を継続的に設置し、妊娠等に関する正しい情報の提供や予期しない妊娠等への相談支援を行う。

また、特定妊婦と疑われる者への産科医療機関受診の支援や一時的な居場所の確保支援を行う。

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 業務内容

(1) 相談業務

ア 対象者

若年妊婦等

イ 実施担当者

若年妊産婦等に対し、SNSを利用した助言・支援を行うことが可能な助産師等

ウ 相談内容

予期せぬ妊娠のほか、妊娠、出産、月経、DV等

エ 実施内容

① 相談支援

- ・ 公式LINEアカウント「かごぷれホットライン」のチャットボット等の適切な運用及び更新
- ・ オンライン型、窓口型、アウトリーチ型の相談支援の実施
- ・ 相談対応者の質の向上に係る取組
- ・ 相談実績を踏まえた、SNSを活用した相談支援の仕組みや相談対応等を取りまとめたマニュアルの更新

② 相談窓口の周知

- ・ SNSを活用した周知
- ・ リーフレットの作成・配布

③ コーディネート業務

- ・ 本事業等にて把握した若年妊婦等を継続的に支援するための市町村など関係機関との連絡調整等
- ・ 円滑なコーディネート業務実施に関する取組

④ 産科婦人科受診等支援

- ・ 児童福祉法第6条の3第5項に規定する特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）と疑われる者のうち、面談・訪問相談等を実施する中で、必要に応じて産科婦人科受診等への同行支援，受診料支援（初回分に限る）を行う。
- ・ 受診料支援の補助対象となるのは，明らかに妊娠していると判断できる場合を除き，市販の妊娠検査薬を用いて妊娠の確認を行った上で，医療機関において実施した妊娠の判定に要する費用とする。

⑤ 緊急一時的な居場所の確保

- ・ アウトリーチによる相談支援等や継続的な相談支援等の過程において，居所が不安定な若年妊婦等に対して緊急一時的に滞在できる居場所を確保。

4 事業実施報告

本事業の実施状況等について，以下のとおり子育て支援課へ報告すること。

(1) 中間報告

毎月末，子育て支援課から示される報告様式により，相談件数等を報告すること。

(2) 事業報告書

令和8年3月31日までに，実績等が記載された事業報告書を提出すること。

5 その他

(1) 個人情報の取扱い

別記「個人情報取扱特記事項（特定個人情報用）」を遵守すること。

(2) 権利の帰属

インターネット上の媒体を含め，本事業に係るすべての制作物の権利は，子育て支援課に帰属するものとする。

(3) 仕様書に定めのない事項等への対応

本仕様書に定めのない事項や本仕様書に関する疑義については，委託者と受託者で協議を行い定めることとする。